

○防衛省令第一号

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第二項、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において準用する同法第二条第三項第三号及び国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十一条において準用する同法第六条の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十一日

防衛大臣 小野寺五典

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第七条第一項第一号」の下に「又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号」を加え、「以下」を

「第二十四条第四項及び第五十九条において」に改める。

（防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部改正）

第二条 防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をしている職員

（防衛省職員の留学費用の償還に関する省令の一部改正）

第三条 防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次の一号を加える。

六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第三条第一項、裁判官

の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第三条第一項、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第三条第一項、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第三条第一項若しくは地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活を共にするための休業をした期間

附 則

この省令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成二十六年二月二十一日）から施行する。

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

目次

○ 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）（第二条関係）	．．．．．	2
○ 防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）（第三条関係）	．．．．．	3

○ 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（隊員の採用） 第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第二十四条第四項及び第五十九条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。 2 （略）	（隊員の採用） 第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（以下「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。 2 （略）

○ 防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（支給額が零となる職員） 第七条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第三項第三号の防衛大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 一〇十 （略） 十一 <u>国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）</u> 第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をしている職員 十二 <u>本邦外にある職員（第七号及び法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）</u>	（支給額が零となる職員） 第七条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第三項第三号の防衛大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 一〇十 （略） （新設） 十一 <u>本邦外にある職員（第五号及び法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）</u>

○ 防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（一般職国家公務員等となった者に関する特例） 第九条 法第十一条において準用する法第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する法第三条第三項の防衛省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。 一 五 （略） 六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第三条第一項、裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第三条第一項、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第三条第一項、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第三条第一項若しくは地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活を共にするための休業をした期間 2 （略）	（一般職国家公務員等となった者に関する特例） 第九条 法第十一条において準用する法第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する法第三条第三項の防衛省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。 一 五 （略） （新設） 2 （略）